

【第一部 TOPICS】

- ① 障害者スポーツの現状
- ② 障害者スポーツの歴史・法制度
- ③ クラシフィケーション
- ④ 代表選考・スポーツ仲裁制度

第1章

障害者スポーツの現状と諸問題

弁護士 齋藤真弘

第1章の構成

第1節 はじめに

第2節 障害者スポーツの現状

第3節 障害者スポーツ大会の歴史

第4節 障害者スポーツの法制度

第5節 「クラシフィケーション」 (障害者スポーツにおけるクラス分け)

第6節 代表選考

第7節 スポーツ仲裁

第8節 結びに

第2節 障害者スポーツの現状

第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

第2 障害者スポーツへの社会の注目

第3 障害者スポーツ団体の現状

第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

▶ 障害者数の概数（全体的状況）

| 区分 | 概数 | 総人口比率 |
|-------|-------------------|---------|
| 身体障害者 | 4 3 6 万 0 0 0 0 人 | 3 . 4 % |
| 知的障害者 | 1 0 8 万 2 0 0 0 人 | 0 . 9 % |
| 精神障害者 | 4 1 9 万 3 0 0 0 人 | 3 . 3 % |

第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

▶ 障害者のスポーツ実施率等

笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」

(2018年3月)

| | |
|------|----------------|
| 調査期間 | 2017年9月 |
| 調査対象 | 障害児及び障害者本人 |
| | 障害児や障害者と同居する家族 |

笹川スポーツ財団：SSF

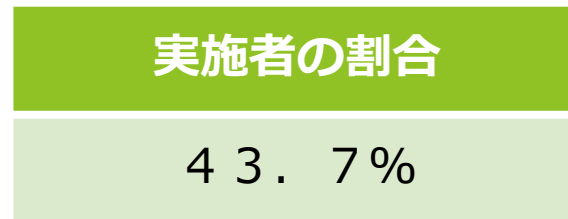


第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

▶ 障害者のスポーツ実施率等

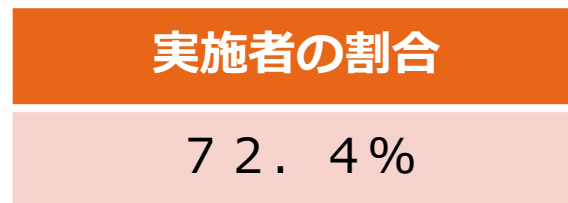
① 過去1年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無

● 障害児及び障害者を対象とした調査



S S F 「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」 (2018年3月) 17頁 図表1-13 参照

● 全国20歳以上の男女を対象とした調査



S S F 「スポーツライフに関する調査」 (2016年) 参照

第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

▶ 障害者のスポーツ実施率等

② 障害種別ごとのスポーツ・レクリエーション実施率

| 障害種別 | 実施率 |
|--------------|-------|
| 肢体不自由（車いす必要） | 28.7% |
| 肢体不自由（車いす不要） | 35.4% |
| 知的障害 | 52.6% |
| 精神障害 | 42.6% |

第1 障害者スポーツの実施人口・実施率

▶ 障害者のスポーツ実施率等

③ 過去1年間に週1日以上スポーツ・レクリエーションを行った人の割合

● 障害児及び障害者を対象とした調査

| 年齢別 | 週1日以上の実施者の割合 | 非実施者の割合 |
|--------|--------------|---------|
| 7歳～19歳 | 29.6% | 43.8% |
| 成人 | 20.8% | 58.9% |

S S F 「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」 (2018年3月) 20頁 図表1-18 参照

● 18歳～79歳の男女を対象とした調査

| 年齢 | 週1日以上の実施者の割合 | 非実施者の割合 |
|---------|--------------|---------|
| 18歳～79歳 | 51.5% | 26.3% |

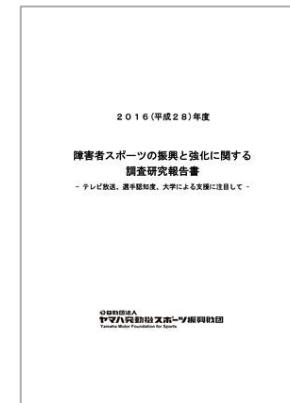
スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」 (2017年度) 13頁 参照

第2 障害者スポーツへの社会の注目

- ▶ テレビメディアによる障害者スポーツ情報の発信
 - 過去3大会の放送時間（東京都内での地上デジタル）

| 大会（夏季パラリンピック） | 放送時間 |
|-----------------|-------------|
| 北京（2008年） | 56時間45分18秒 |
| ロンドン（2012年） | 78時間14分15秒 |
| リオデジャネイロ（2016年） | 234時間36分59秒 |

ヤマハ発動機スポーツ振興財団：YMF S



YMF S 「2016（平成28）年度障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究報告書」18頁 図表2-1 参照

第2 障害者スポーツへの社会の注目

▶ パラリンピックの認知度

| 国名 | 内容を知っている (詳細認知) | 見たり聞いたりしたことがある程度 (名称認知) | 知らない | 認知計 |
|------|--------------------|----------------------------|-------|-------|
| 日本 | 77.1% | 21.1% | 1.8% | 98.2% |
| ドイツ | 79.8% | 17.0% | 3.2% | 96.8% |
| フランス | 64.9% | 31.9% | 3.2% | 96.8% |
| アメリカ | 26.8% | 44.3% | 28.9% | 71.1% |

日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告（2014年11月）参照

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSA）

1965年（昭和40年）

「財団法人日本**身体**障害者スポーツ協会」の名称で設立

1999年（平成11年）

「財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改称

内部に日本パラリンピック委員会を設置

2014年（平成26年）

現在の組織名である「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」となる



第3 障害者スポーツ団体の現状



- ▶ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会への登録団体

2020年6月18日時点で78団体が登録

| | | |
|---------|------|------------------|
| 統括競技団体 | 5団体 | 全日本ろうあ連盟スポーツ協会など |
| 競技別競技団体 | 61団体 | 日本パラ陸上競技連盟など |
| 準登録競技団体 | 12団体 | 日本車いすカーリング協会など |

78団体中51団体が日本パラリンピック委員会に加盟

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 各競技団体の組織形態等

Y M F S 「障害者スポーツ競技団体の実態調査」

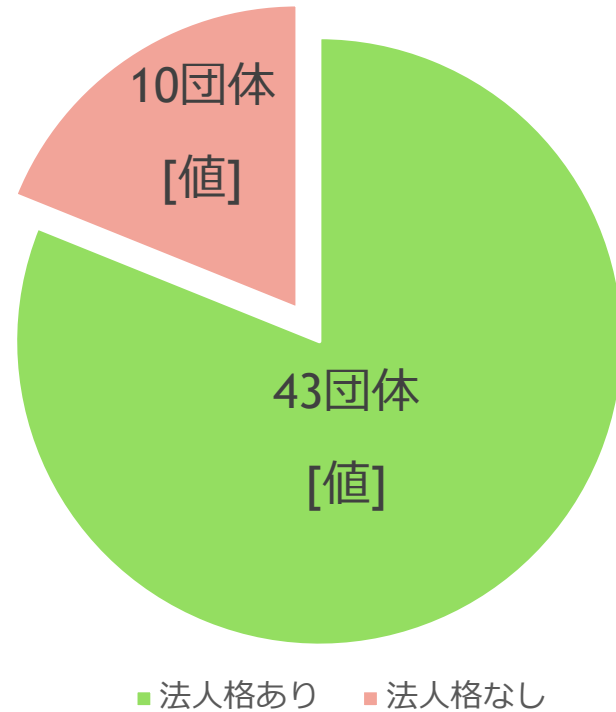
(2018 (平成30) 年度)

| | | |
|------|------------------|------|
| 調査期間 | 2017年11月～2018年8月 | |
| 調査対象 | 障害者スポーツ競技団体 53団体 | |
| 内訳 | パラリンピック競技団体 | 27団体 |
| | パラリンピック競技以外の団体 | 26団体 |

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 各競技団体の組織形態等

① 組織形態

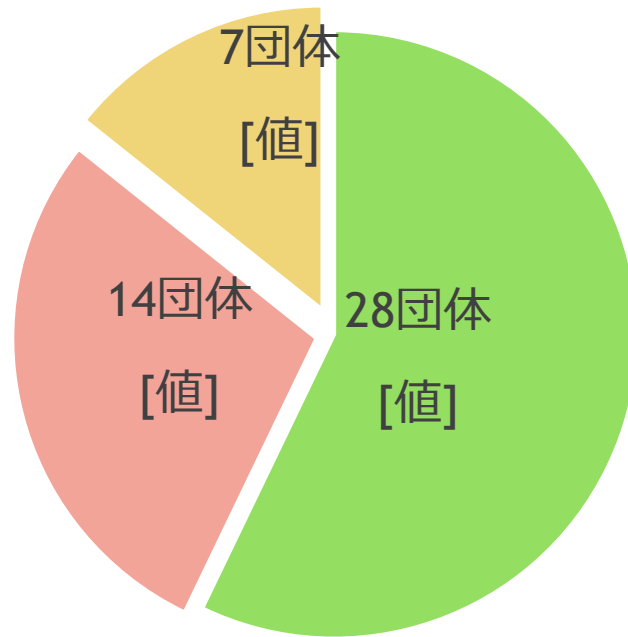


- パラリンピック競技団体では全27団体が法人格を取得

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 各競技団体の組織形態等

② 事務局設置形態



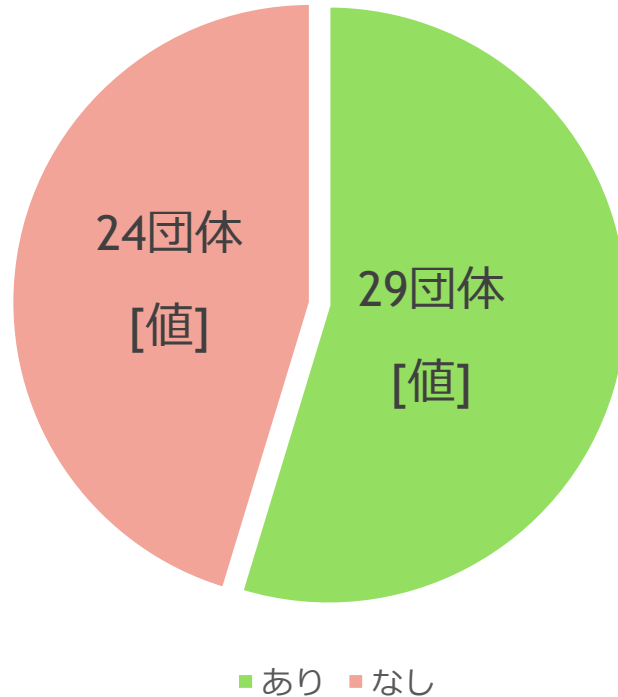
■ 専用の事務局を設置 ■ 団体役員の自宅に併設 ■ 団体役員の職場に併設

- パラリンピック競技団体では「専用の事務局を設置」している団体が23団体
- パラリンピック競技以外の団体では「団体役員の自宅に併設」している団体が14団体

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 各競技団体の組織形態等

③ 専門職員の雇用



- パラリンピック競技団体では24団体が専門職員を雇用
- パラリンピック競技以外の団体では5団体が専門職員を雇用

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 現に障害者スポーツ競技団体が抱えている問題及び課題

① 障害者スポーツの普及に関して

- 2006（平成18）年度の診療報酬改定により、
医療機関でのリハビリテーション期間が短期に制限された
→ リハビリテーションを通じたスポーツの導入が以前より困難になった
- 近年、障害者スポーツセンターにおいて指定管理者制度が導入されたことにより、
普及活動よりも、コストの削減や安全性確保のための人員配置等が重視されるようになった
→ 指導員として携わってきた方々が障害者スポーツセンターを退職した

第3 障害者スポーツ団体の現状

▶ 現に障害者スポーツ競技団体が抱えている問題及び課題

② 大会運営等に関して

国内にバリアフリーに対応していないホテルが多い

→ 国内で国際大会を開催することが困難

③ 東京2020パラリンピック大会終了後の課題

2013（平成25）年にパラリンピックの開催都市が東京都に決まったことで、パラリンピック競技に対する認知度が上がり予算等が増え、パラリンピック競技の強化に向けた環境が大きく変わった

しかし、YMF S「障害者スポーツ競技団体の実態調査」（2018（平成30）年度）56頁によれば、パラリンピック競技団体のうち16団体が東京2020パラリンピック大会終了後に事業を縮小すると回答した

→ 東京2020パラリンピック大会を契機として、組織基盤を強化していくことができるかが課題となる

ご清聴ありがとうございました。

次は、第3 / 4 節 障害者スポーツの歴史・法制度です。

第3／4節 障害者スポーツの歴史・法制度

担当： 弁護士 劉 セビョク

障害者スポーツ大会の歴史① ～二次大戦以前

- 1888年 ドイツで聴覚障害者を対象としたスポーツクラブが発足
- 1924年 フランスで国際ろう者スポーツ競技大会（現デフリンピック）が開催
- 1932年 イギリスで全英片腕者ゴルフ協会設立

障害者スポーツ大会の歴史① ～パラリンピック

- 1948年 ルートヴィッヒ・グッドマン博士(ドイツ)が
ストック・マンデビル病院(イギリス)で車いす使用者を
対象としたスポーツ大会を開催
- 1960年 国際ストック・マンデビル競技大会(ローマ)
後に第1回パラリンピックとして位置づけられる。
- 1964年 第2回パラリンピック(東京)
- 1976年 第1回冬季パラリンピック(トロント)

障害者スポーツ大会の歴史② ～デフリンピック

- 1924年 国際ろう者スポーツ競技大会(パリ)
- 2001年 アーデルボーデン大会より、デフリンピック
に名称変更
- 2003年 第1回 冬季デフリンピック(スツバル)

障害者スポーツ大会の歴史③

～知的障害のある人を対象とした大会

- 1968年 第1回 スペシャルオリンピックス国際大会(シカゴ)
- 1977年 第1回 冬季スペシャルオリンピックス国際大会
- 1986年 国際知的障害者スポーツ連盟設立

障害者スポーツに関連する法制度

～ ①障害者権利条約

- 2006年12月 国連総会において採択
日本は2007年に署名、2014年に批准
- 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止、障害者が社会参加を促進するための措置等が盛り込まれる。

障害者スポーツに関連する法制度

～ ②障害者基本法

- 1993年、前身の「心身障害者対策基本法」より改正
- 障害者スポーツに関連するサービスを含む具体的な障害者福祉サービスを実現するための理念、方針が示される。

障害者スポーツに関連する法制度

～ ③スポーツ基本法

- 2011年、前身の「スポーツ振興法」より改正
- 2条5項において、初めて障害者スポーツ推進の重要性について明記

障害者スポーツに関連する法制度

～ ④障害者差別解消法

- 2013年 制定
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供の義務化
 - ※民間事業者においては努力義務

障害者スポーツに関連する法制度

～ ⑤障害者総合支援法(障害者自立支援法)

- 2005年 障害者自立支援法制定
障害者による福祉サービスの利用の費用負担を軽減
- 2013年 障害者総合支援法に改正
難病患者等も障害福祉サービスの対象となる。

「合理的配慮」の問題

- ・ いかなる程度をもって「合理的配慮」を尽くしたといえるかは一義的ではない
- ・ 「その実施に伴う負担が加重がないとき」という留保の存在
- ・ 障害者の属性や状況、当該機関の人的・物的・財的資源に応じて変わり得る。

「合理的配慮」に関連する実例①(施設利用)

- ・ 障害等級1級の身体障害者手帳を有するある選手が公共のスポーツ施設を訪れたところ、施設の職員から「1級であれば補助人なしには使用を認めない」として、使用を拒否された。

しかし、その選手は、補助人なしでも自主練習が可能な状態であり、実際に職員にはその旨を伝えたにもかかわらず、使用を拒否されてしまった。

「合理的配慮」に関連する実例②(ルール適用)

- ・ 日本マスターズ大会に片腕のない障害者アスリートが参加した際、平泳ぎにおいては両手でプールの壁をタッチしなくてはならないという国際水泳連盟のルールを遵守しなかったとして、泳法違反により失格となった。

片腕のないアスリートにこのルールを形式的に適用し、遵守させようとする、プールの壁に顔面が衝突するリスクを抱えて上半身ごと壁にタッチしなくてはならない。

障害者スポーツに関連する海外の法制度

～①イギリス

1995年 障害者差別禁止法 制定

合理的調整 (Reasonable Adjustment) 概念の導入

2010年 平等法 制定

スポーツ・レクリエーション施設において障害を理由として利用を断ってはならない旨が明記

障害者スポーツに関連する海外の法制度

～②ドイツ

※ リハビリテーションへの保険適用による普及が特徴

1956年 傷病軍人のリハビリテーションにおける
保険適用を認める

1974年 一般国民にも保険適用を拡大

障害者スポーツに関連する海外の法制度

～③アメリカ

1978年 アマチュアスポーツ法
障害者スポーツを奨励する旨を規定

1990年 障害をもつアメリカ人法 制定
公共施設への障害者のアクセス環境の整備
他国の障害者法制にも影響

障害者スポーツに関連する海外の法制度

～④カナダ

2003年 身体活動・スポーツ法 制定

2006年 障害者のためのスポーツ政策 策定
長期的なアスリート養成モデルに特徴
教育現場や医療機関と連携

障害者スポーツに関連する海外の法制度

～⑤オーストラリア

1992年 障害者差別禁止法

2013年 全国障害者保険制度 開始

介護費用の受給資格を全国で統一し、障害者本人、家族、介護者のスポーツ・レクリエーションへの参加経費が保険で賄われる

第3章 クラシフィケーション

～障害者スポーツにおけるクラス分け～

第1 クラス分け（クラシフィケーション）とは

1 意義・目的

（1）意義

障害の程度が成績に影響しないように、障害の種類や程度ごとに選手をクラスに分けること＝クラス分け（クラシフィケーション）

（2）目的

①選手の障害の確認をする

→障害の種類・障害の程度・障害の永続性

②公平に競い合うためのグループを作る

→選手の運動機能、運動能力を評価・分類して障害の程度をほぼ同一のグループに分ける

第1 クラス分け（クラシフィケーション）とは

2 クラス分け委員（クラシファイア）の役割

（1）クラス分け委員（クラシファイア）

= クラス分けを認定する人

（2）クラス分けパネル

2～3人のクラシファイアで構成される

① 医学的クラス分け委員：医師、理学療法士など

② 技術的クラス分け委員：スポーツ科学者、元コーチ、
元競技者など

（3）クラス分けの評価は競技連盟又は協会で定める評価規則に則って実施される

例：パラリンピック競技→IPCの「国際クラス分け基準」

第2 クラス分け（クラシフィケーション）の歴史

- 1948年 第1回国際ストック・マンデビル大会
→障害の原因となった疾患名を基準にした「医学的クラス分け」
が取り入れられる。
- 1992年 バルセロナパラリンピック大会
→選手の残存している身体機能を基準にした「機能的クラス分け」
が取り入れられる。（理学療法士や元競技者等もクラス分けに参加）
- 2007年 IPC理事会がIPCクラス分け規程及び国際基準を発表
→スポーツ特性に基づくクラス分けシステムとして発展
- 2015年12月 IPC総会で新しい国際クラス分け規程と5つの国際基準が採用（2018年1月から施行）

第3 クラシフィケーションの実施手続

1 はじめに

※本日の説明……パラリンピック競技のクラス分けの手続

→適用される範囲は？（IPCクラス分け規程1. 1. 2）

→①Paralympic Movementの全てのメンバー

（IPCクラス分け規程1. 1. 1参照）

→②国際競技連盟の管轄下にある国際競技大会において
パラスポーツに出場する全ての競技者

第3 クラシフィケーションの実施手続

2 手続の実施時期

●国際競技会の競技の開始前～競技中

→まず、事前手続

→その後、クラス分けの手続

(①身体機能評価、②技術評価、③競技観察)

※クラス分け未完了の競技者……国際競技会へは出場できない

第3 クラシフィケーションの実施手続

3 手続の流れ

(1) 事前手続：特定の障害に該当するか

→医学的診断書 (Medical Diagnostics Form (MDF)) の提出

→記載内容の例

(診断名、既往歴、障害の概要、活動制限の概要)



Medical Diagnostic Form for ALL Athletes with Physical Impairment

To be eligible for World Para Athletics an athlete must have an underlying medical diagnosis (Health Condition) that results in a Permanent and Eligible Impairment (article 7 in the World Para Athletics Classification Rules and Regulations). The measurement of impairment conducted during the classification process must correspond to the diagnosis indicated below.

Completed forms and relevant Medical Diagnostic Information must be uploaded to the athlete's SDMS profile upon registration of the athlete to the SDMS. World Para Athletics holds the right to request further information, if additional information is required. The athlete will not be able to undergo classification, until such time as the requested information is provided. Please fill in the form electronically.

Athlete Information (to be completed by the NPC)

| | |
|---|-----------------------------|
| Family name: | |
| Given name/s: | |
| Gender: <input type="checkbox"/> Female <input type="checkbox"/> Male | Date of Birth: (dd/mm/yyyy) |
| NPC: | SDMS ID: |

Medical Information – to be completed in English by a registered Medical Doctor, M.D.

| | | | | |
|---|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| Athlete's Medical Diagnosis (Health Condition): | | | | |
| Include description of body part/s affected and limitations: | | | | |
| Primary Impairment/s arising from the Medical Diagnosis (Health Condition): | | | | |
| <input type="checkbox"/> Impaired muscle power | <input type="checkbox"/> Ataxia | <input type="checkbox"/> Leg length difference | | |
| <input type="checkbox"/> Impaired passive range of motion | <input type="checkbox"/> Athetosis | <input type="checkbox"/> Limb deficiency/loss | | |
| <input type="checkbox"/> Hypertonia | <input type="checkbox"/> Short stature (height: _____ cm) | | | |
| Medical condition is: | <input type="checkbox"/> Permanent | <input type="checkbox"/> Stable | <input type="checkbox"/> Progressive | <input type="checkbox"/> Fluctuating |
| Year of onset: (yyyy) | <input type="checkbox"/> Congenital (birth) | | | |

International Paralympic Committee
Adenauerallee 212-214 Tel. +49 228 2097-200
53113 Bonn, Germany Fax +49 228 2097-209

www.WorldParaAthletics.org
info@paralympic.org

引用元：World Para Athletics のウェブサイト

(https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/180508150843738_2017_11+Medical+Diagnostic+Form+for+ALL+Athletes+with+Physical+Impairment_Athletics_0.pdf)

第3 クラシフィケーションの実施手続

3 手続の流れ

(2) クラシフィケーションの手続

●特定の障害に該当した場合

→クラス分けの手続

→(競技前) ①身体機能評価、②技術評価

→(競技中) ③競技観察

第3 クラシフィケーションの実施手続

3 手続の流れ

(3) 身体機能評価：障害の最小基準を満たすか

＝参加資格の有無

→問診

→障害の種類に応じた検査測定

→例：Impaired muscle powerの場合……徒手筋力テスト

第3 クラシフィケーションの実施手続

3 手続の流れ

(4) 技術評価：競技クラスの割当て

→ 競技の試技を行う

→ 身体機能評価の内容と合致しているかを確認

→ 競技クラスの割り当て

第3 クラシフィケーションの実施手続

3 手続の流れ

(5) 競技観察：競技クラスの確認

→国際競技大会の最初の出場種目

→割り当てたクラスとパフォーマンスに大きな差がないかを確認

※競技観察を行わないクラスもある 例：手足の欠損

※次回の国際競技大会で改めてクラス分けの手続が必要となる場合も

第3 クラシフィケーションの実施手続

3 手続の流れ

- 競技観察を実施した出場種目の記録はどうなるか？
 - 競技観察で問題がない場合
 - 競技観察で問題が認められた場合

第3 クラシフィケーションの実施手続

4 クラシフィケーションの問題点

- 意図的なクラス分けの偽装：重い障害のクラスで出場する
例：徒手筋力テストで故意に力を入れない
- 障害の有無自体の偽装
例：知的障害がないのにあると偽る

第3 クラシフィケーションの実施手続

4 クラシフィケーションの問題点

- 不正に対する処分
- クラス分けの手続で能力や障害の程度・性質を故意に偽装
(意図的な不実表示)
 - ①その競技会の全競技の失格
 - ②12～48か月間のクラス分けの手続及び競技会への参加資格の停止
(IPCクラス分け規程6.6)
- 複数回の意図的な不実表示
 - 生涯における参加資格の停止 (IPCクラス分け規程6.7)

第4 不服申立手続

●Protest : クラス分けの結果に対する不服申立て

→申立権者 : 国内競技団体、各国パラリンピック委員会、国際スポーツ連盟

●Appeal : クラス分けの手続に対する不服申立て

→申立権者 : 国内競技団体、各国パラリンピック委員会

第5 具体例

1 障害の有無・程度の偽装の事例

(1) シドニー・パラリンピック（2000年） の男子バスケットボールの事例

知的障害クラスのスเปน男子チームに健常者が含まれていた

→金メダル剥奪

→アテネ・パラリンピック（2004年）、北京・パラリンピック（2008年）で知的障害者の全競技が除外される

第5 具体例

1 障害の有無・程度の偽装の事例

(2) シドニー・パラリンピック（2000年）の陸上の事例

金メダルを獲得した選手が優勝した瞬間にガッツポーズ
当該選手のクラスの残存機能ではガッツポーズはできない

→金メダル剥奪

第5 具体例

2 クラス分けの変動に関する事例

(1) クラス分け基準の変動に関する事例

① パラ競泳の事例

2012年のロンドン・パラリンピックの男子50メートルバタフライ（運動機能障害）で銀メダルを獲得した日本人選手
S6→S7クラス変更（軽い障害のクラスへ変更）

→泳ぎ方の基準の変更に対応しなくなってきた

第5 具体例

2 クラス分けの変動に関する事例

(2) 障害の程度の変動に関する事例

① 馬術競技の事例

右足の大腿部と膝を骨折し，人工関節を入れる手術等を受けたものの障害を負い，パラリンピック種目へ転向

グレード5という一番軽いクラスの認定

世界選手権では銅メダルを獲得

→リハビリにより右足の可動域が広がりグレード5の認定から外れ
資格喪失

第5 具体例

その他の事例の紹介

(1) バドミントン競技の事例

～医学的資料を追加提出した結果、重い障害のクラスに変更された

レントゲン検査やMRI検査といった資料に基づき、軽い障害のクラスに認定 ※従前の資料では説明できない動きの鈍さあり

→筋電図検査といった医学的資料を提出

→重い障害のクラスに変更

第5 具体例

その他の事例の紹介

(2) 陸上競技（知的障害のクラス）の事例

～一度クラス分けを獲得できなかった選手が、その後クラス分けを獲得することができた事例

年齢を重ねるごとに、生活経験値によって障害をカバーできている事情がある選手

- 国内で行われた国際クラス分けにおいてはクラス分けを獲得できず
- 海外で行われた国際クラス分けにおいては、クラス分けを獲得

←クラス分けの実施状況や環境が検査結果に何らかの影響を与えた可能性が考えられる（ただし推測であり、実際の原因は不明）

第5 具体例

その他の事例の紹介

(3) 水泳競技の事例

～不服申立手続において手続的配慮が必要だった事例

国内のクラス分けで、不服申立てがあった場合にクラス分けシートを開示して説明 ※本人以外の支援者が窓口

→自己個人情報の開示請求書（選手本人の開示請求サイン＋コーチを代理人とするサイン）を提出してもらい対応

第5 具体例

その他の事例の紹介

(4) ボート競技の事例

～団体競技という特性がクラス変更への対応に影響を及ぼした事例

世界選手権において、試合直前のクラス分け判定により、クラスが変わってしまった

- ボートという競技の特性上、クラスごとに乗る人数が
1人乗り，2人乗り，4人漕ぎ5人乗りと定められている
- 出場すること自体ができなくなってしまった

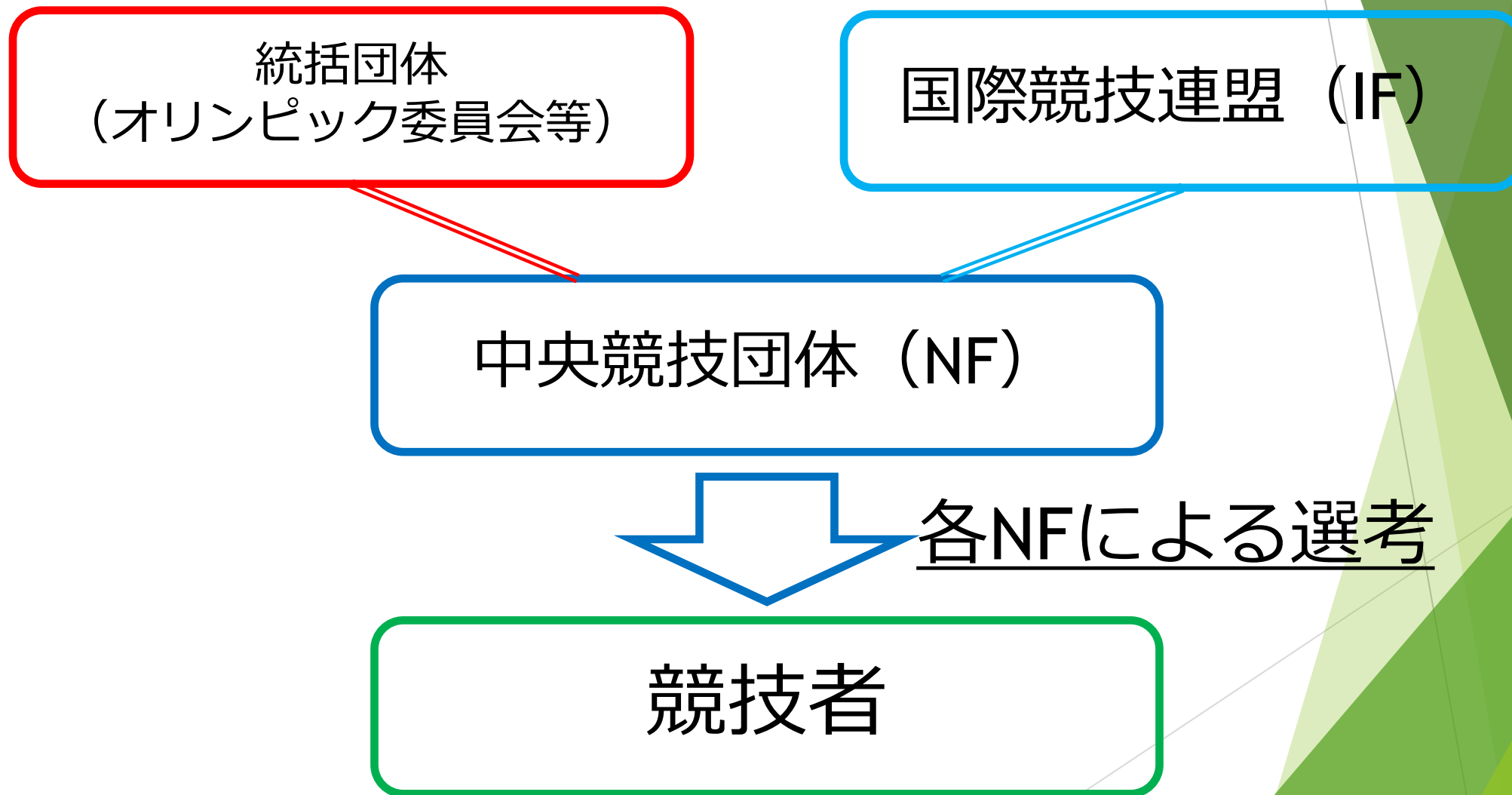
第6 / 7 節 代表選考・スポーツ仲裁

担当：弁護士 田原 洋太

「代表選考」とは

- ▶ 国際大会に出場する選手の選考
- ▶ 中央競技団体の強化指定選手の選考
- ▶ 国民体育大会への選考
- ▶ 国内大会への地域代表の選考. . . etc

代表選考の仕組み



NFが選手選考を行う根拠

- ▶ 国内オリンピック委員会（NOC）と国内パラリンピック委員会（NPC）が、オリンピック・パラリンピックに選手を派遣する。

NOC・NPCに加盟する各NFがオリンピック・パラリンピックに派遣する代表の選考を行う権限を与えられる。

- ▶ 世界選手権などのオリンピック・パラリンピック以外の国際大会については、国際競技連盟（IF）が主催する。

NFはIFにも加盟しているため、国際大会に代表選手を派遣する権限を与えられている。

代表選考において求められる公正さ

▶ 代表選考の場面では、公正・公平であることが求められる。

- ∴ ①恣意的な選考はトラブルや不正の温床になる。
- ②選手の出場機会を不当に損なう。
- ③スポーツを観戦する者、愛好する者の期待を無下にしスポーツの価値を損なう。
- ④NFは競技者等への懲戒等の権限を有しており、公的性格がある。

代表選考において求められる公正さ

▶ スポーツ団体ガバナンスコード原則 3 (3)

「代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること」

※スポーツ団体ガバナンスコードとは、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での13の原則であり、スポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることを目的としている。

不服申立手続

- ▶ 代表選考に関するNFの決定を裁判において争うことはできない。
 - ∴ 法律上の争訟に該当しない、部分社会の法理。
 - cf 東京地方裁判所平成22年12月1日判決（判例タイムズ1350号240頁）
 - ▶ また、裁判では紛争解決まで時間がかかってしまうが、スポーツに関する紛争では短期間での解決が求められる場合がある。
- スポーツ仲裁により紛争を解決する。

不服申立手続

▶ スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration For Sport, 「CAS」)



- 1984年6月30日設立
- 本部：スイス(ローザンヌ)
- 使用言語:英語,フランス語

(<https://www.tas-cas.org/en/media/photo-gallery.html>より引用)

不服申立手続

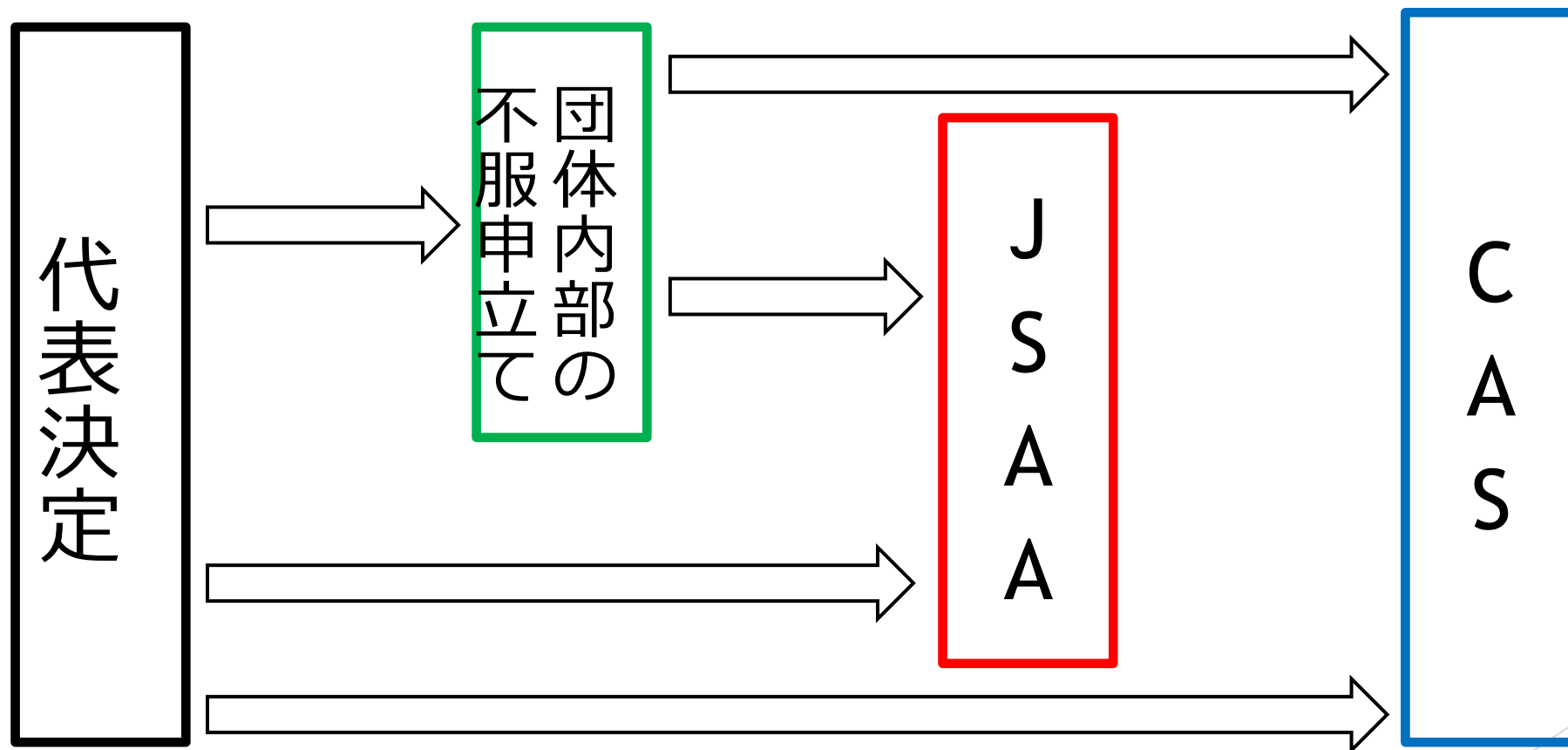
▶ 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

(The Japan Sports Arbitration Agency, 「JSAA」)



- 2003年4月7日設立
- 東京都新宿区
JAPAN SPORT OLYMPIC
SQUARE内

不服申立ての流れ



事例

▶ 決定が取り消される要件

- ①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合
- ②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合
- ③決定に至る手続に瑕疵がある場合
- ④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合
(JSAA-AP-2003-001号仲裁事案、JSAA-AP-2003-003号仲裁事案等)

∴ NFの運営については、一定の自立性があることから、NFの決定を尊重すべき。

事例

▶ JSAA-AP-2003-003号仲裁事案（身体障害者水泳）

【概要】申立人を強化指定選手に指定しない決定の取り消しを求めた事案。

争点① 相手方の各基準の合理性

争点② 決定自体の合理性

【仲裁判断】

① 相手方の各選考基準が著しく合理性を欠くとはいえない。

② 両当事者より提出された医学的所見を総合的に勘案すると相手方の本決定に関する判断が著しく不合理であるということとはできない。

→申立てを棄却（一部却下）。

事例

▶ JSAA-AP-2013-005号仲裁事案（ボッチャ）

【概要】申立人以外の選手を代表とした決定の取り消しを求めた事案。

【仲裁判断】

- ①「上位成績者」から代表を選考することが原則。
- ②合理的な理由が認められる場合には、例外的に上位成績者以外から国際大会派遣対象者を選出することも許される。

→合理的理由はないとして、決定を取り消し申立人を代表選手に決定することを命じた。



スポーツ仲裁の意義

▶ スポーツ仲裁のメリット

- ①迅速に紛争解決ができる（審理を終結した日から原則として3週間以内に仲裁判断が下される）。
- ②費用的負担が軽い（申立費用は5万円＋税）
- ③審議手続は非公開であるため、プライバシーに配慮できる（仲裁判断については実名を伏せたうえで公開）。

▶ 仲裁申立ての要件として、仲裁合意が必要。

▶ 決定を知った日から6ヶ月以内に申立てをする必要がある。

▶ 仲裁人3名で仲裁パネルを構成（緊急仲裁の場合は、仲裁人は原則1名）。

自動応諾条項

- ▶ 自動応諾条項とは、スポーツ団体の決定に不服がある場合にJSAAで行われるスポーツ仲裁によって解決される旨の定めをいう。
- ▶ 自動応諾条項があることにより、仲裁合意の有無を検討しなくとも仲裁の申立てが可能。
- ▶ cf スポーツ団体ガバナンスコード原則 1 1 (1)
「NF における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること」

障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾条項の状況

▶ 調査方法

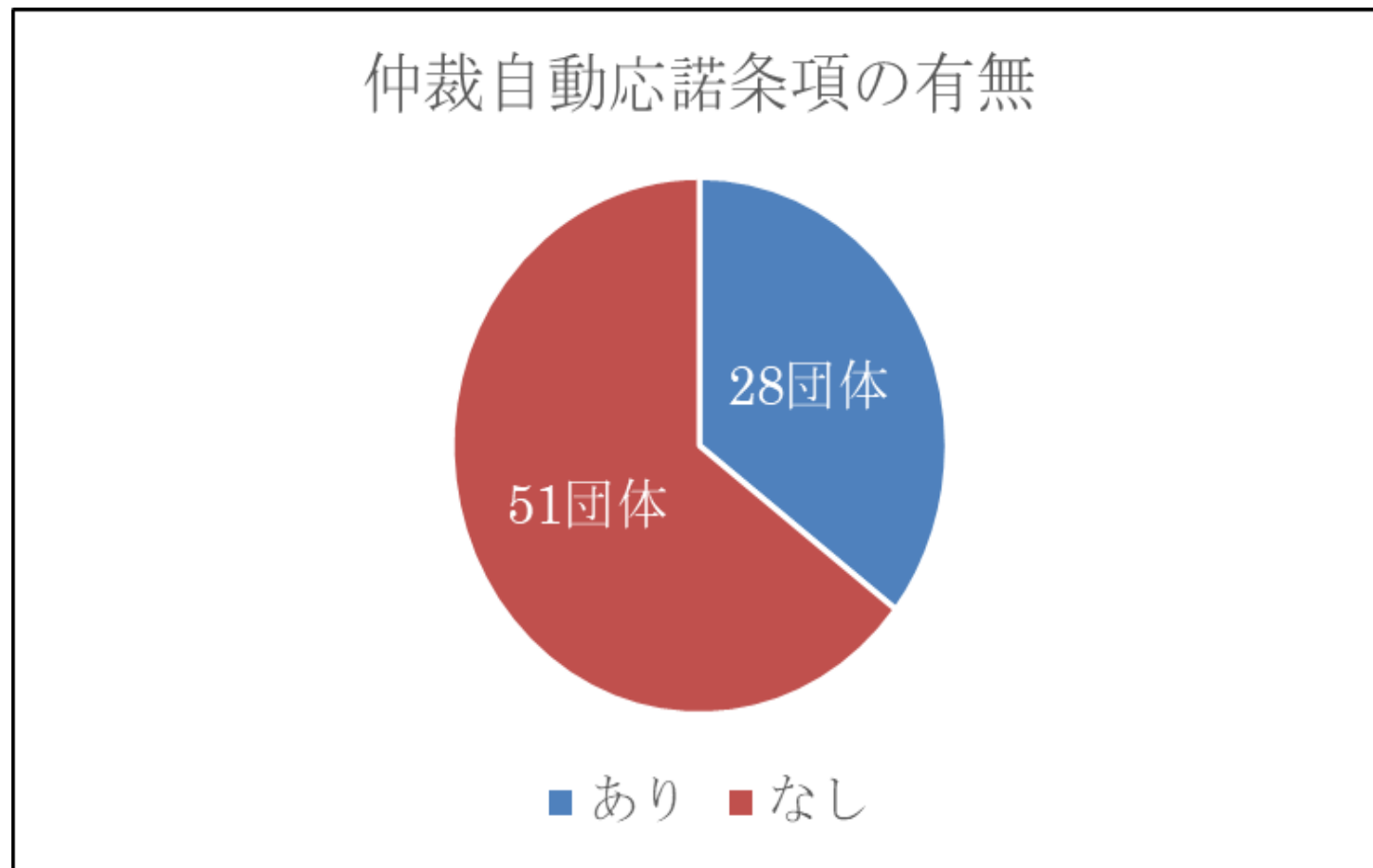
障がい者スポーツ競技団体協議会登録の合計79団体について、各競技団体のホームページを参照し、令和2年3月15日時点における自動応諾条項を定めた規程の有無を調査した。

自動応諾条項を確認できた団体については、当該条項がいかなる処分を対象としているかについても調査した。

※なお、ホームページ上に自動応諾条項を定めた規程を公開していない団体もあると思われることから、必ずしも各競技団体における自動応諾条項の実情を反映しているとは限らないことに留意されたい。

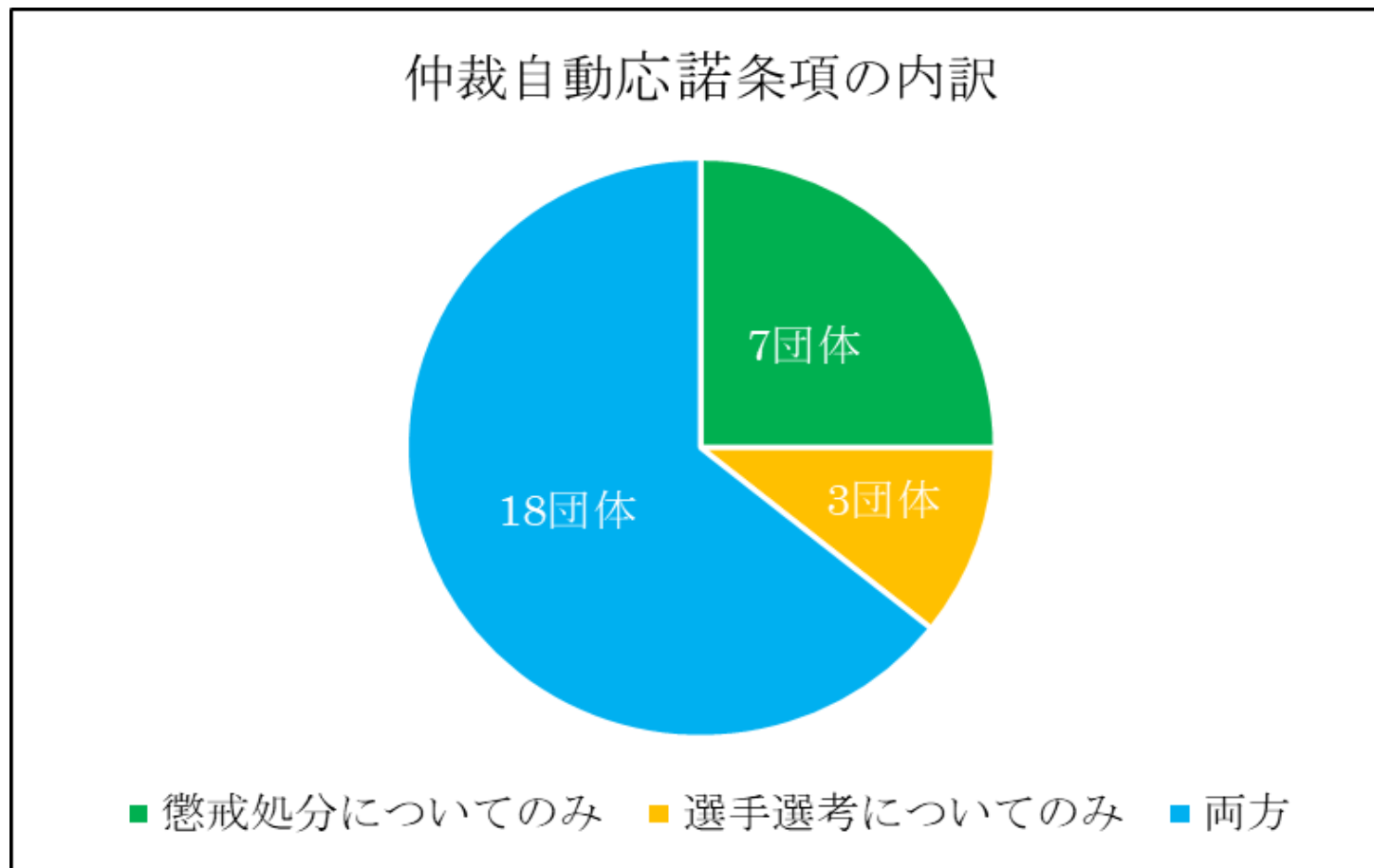
障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾条項の状況

【図1】



障害者スポーツ団体と仲裁自動応諾条項の状況

【図2】



各競技団体へのヒアリング

- ▶ 5団体に対してヒアリングを行った。
- ▶ 2012年以降に自動応諾条項を導入している。
- ▶ 競技団体においても、自動応諾条項を導入する必要性が認識されつつある。

ご清聴ありがとうございました。